
市民とともに平和をつくる
—2017 年度報告書—

名古屋学院大学平和学研究会 編



名古屋学院大学総合研究所

University Research Institute
Nagoya Gakuin University
Nagoya, Aichi, Japan

市民とともに平和をつくる － 2017年度報告書－

* 本報告書は2017年度研究助成の成果の一部である。

名古屋学院大学平和学研究会 編

2019年2月28日

名古屋学院大学総合研究所

目次

第Ⅰ部 論考	1
日本の地位協定とアメリカ軍の現状	3
はじめに	3
1. 旧安保条約と行政協定	3
2. 日米安保条約について	4
3. 「日米地位協定」の内容	5
4. 外国との比較	5
5. 「主権」国家として	6
憲法とダークツーリズムー和歌山県新宮市調査を例としてー	7
はじめに	7
1. 憲法との関係	7
2. どのような方法があるのか	7
3. ダークツーリズムとは何か?	8
4. 新宮市とダークツーリズム	8
2017年度第3回平和学研究会 2017年10月2日(月)	
大鹿村の社会とリニア新幹線計画	11
1. 大鹿村でのこれまでの調査	11
2. リニア新幹線を巡る社会的葛藤	11
第Ⅱ部 活動概要など	15
研究会概要	17
活動概要	17

第 I 部

論考

日本の地位協定とアメリカ軍の現状

はじめに

(1) 羽田の国際便の増便が困難なのはなぜ？

2020年、東京オリンピックが開催される予定です。日本は外国人観光客の増加を想定して、羽田の国際便の増便を検討していました。しかし2018年10月から11月、「増便」が困難と報道されました。なぜか。アメリカが難色を示したからです。なぜアメリカが反対すると、羽田の国際便の増便が困難になるのでしょうか？それは伊豆から東京西側、新潟までの一都八県の上空を米軍が管理しているからです。この管理区域は「横田ラブコン」と言われます。「ラブコン」とは Radar Approach Control (レーダー進入管制) の略語であり、「米軍が進入管制を行っている横田空域」(『防衛白書』から)です。「横田ラブコン」ではオスプレイは飛行していますが、日本の民間機は飛行できません。羽田での国際便の増便にも、アメリカが難色を示していました。そして「横田ラブコン」があるために、たとえば羽田と関西方面への飛行の際には「横田ラブコン」を避けて飛行せざるを得ず、飛行時間も燃料も余計にかかり、燃料代の増額は航空運賃に跳ね返ります。そして後述するように、「横田ラブコン」の法的根拠となっているのが本稿の主題である「日米地位協定」です。日米地位協定のあり方は、意識するとしないとにかかわらず、私たちの生活に密接に結びついています。

(2) 本稿の背景

2017年10月下旬から11月上旬、イタリアの弁護士で、ナチスに抵抗した法律家たちが1946年10月にパリで設立した国際民主法律家協会(IADL)ジュネーブ代表のミコル・サビア弁護士(イタリア)が来日しました。ミコル弁護士は沖縄や東京でイタリアの地位協定に関する講演をする予定でした。せっかく日本に来ていただくので、名古屋でもイタリアの地位協定に関して講演していただくように依頼しました。その結果、2017年11月2日、名古屋学院大学平和学研究会が主催し、日本国際法律家協会東海支部、戦争をさせない1000人委員会あいち、不戦へのネットワークが共催となり、「世界の米軍基地と平和への権利 イタリアの地位協定から考える日本の地位協定」と題する講演会が開催されました。ミコル弁護士の講演は極めて有益だと思いましたが、イタリアの地位協定の状況を紹介しても、それが日本にどのような意味を有しているのか、市民には理解が困難ではないかと考えました。そこでミコル弁護士の講演とともに、私が日本の地位協定の内容や状況について講演しました。講演会には100名を超える参加者がおり、盛況でした。本稿はその講演の概要です。

1. 旧安保条約と行政協定

日米地位協定について話を進める前提として、いわゆる「日米安保条約」について紹介します。かつて私は日米安保条約について、「日米安保体制には絶えず秘密外交、密約が密接不可分だが、安保体制はその成立当初から国民主権の理念に反し、政府の秘密主義の土壌の中で成立した」^{*1}と指摘しました。ここで旧安保条約の締結時の状況について紹介すると、全権は吉田茂首相、徳川宗敬参議院緑風会議員総会議長、一万田尚登日銀総裁など6人ですが、署名したのは吉田茂だけでした。しかも吉田茂以外の全権すら条約の内容を直前まで

^{*1} 飯島滋明「日米安全保障条約」前田哲男・林博史・我部政明編『〈沖縄〉基地問題を知る事典』(吉川弘文館、2014年)12頁。

知らされず、国民が知ったのは調印後という状況でした。そして旧安保条約に伴う行政協定は、安保条約の施行細則なので国会の承認を求める必要がない（1951年10月15日参議院本会議での大橋法務総裁答弁）との理由により、憲法73条3号の国会承認もありませんでした。しかし行政協定は、米軍に出入国特権、軍事裁判権などの治外法権を認めるなど、米軍による日本占領時代の特権を維持する不平等なものであり、国民の生命や健康、財産に大きな被害を与えるものでした。この「行政協定」が「日米地位協定」の前身となります。

2. 日米安保条約について

（1）共同武力行使領域～「米韓相互防衛条約」「米比相互防衛条約」「ANZUS」（アンザス）などとの対比の中で～

次に、「日米安保条約」の特徴を、「米韓相互防衛条約」「米比相互防衛条約」「ANZUS」などとの対比を通じて明らかにします。「米韓相互防衛条約」「米比相互防衛条約」「ANZUS」では、「共同武力行使領域」が「太平洋」とされています。「太平洋」とされていることで、アメリカ軍が太平洋で戦争をすれば、韓国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドは共同で武力行使をする条約上の義務を負うことになっています。

一方、「日米安保条約」では、条約の適用範囲は「日本」と「極東」とされていますが（4条、6条）、「共同武力行使領域」は「日本の施政の下にある領域」（5条）に限定されています。アメリカは条約締結時に日本にも「共同武力行使領域」を「太平洋」とすることを求めましたが、アメリカの戦争の巻き込まれる危険性を危惧した日本の権力者は「共同武力行使領域」を「日本の施政の下にある領域」にすることを主張し、日本の主張が受け入れられました。

「共同武力行使領域」が「太平洋」とされた韓国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドと「日本の施政の下にある領域」とされた日本では、どのような違いが生じるか。たとえばベトナム戦争（1960年～75年）の際、条約で「共同武力行使領域」が「太平洋」とされた韓国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドは条約上の義務として、ベトナムに派兵せざるを得ませんでした。一方、アメリカは日本にも派兵を求めましたが、「安保条約」で「共同武力行使領域」が「日本の施政の下にある領域」とされていたことと憲法9条を根拠として、アメリカの海外派兵要求を拒否しました。「トイレットペーパーからナバーム弾まで」と言われるような補給が日本でおこなわれていたこともあり、300万人ものベトナム人犠牲者が出た「ベトナム戦争」には日本も加害者の立場にあります。しかし「共同武力行使領域」が「太平洋」とされたことで、アメリカの戦争に日本が武力行使という形では加担せずに済みました。

ちなみに、ベトナム戦争の時には武力行使という形でアメリカに加担することはありませんでしたが、2015年4月27日、安倍自公政権のもと、「日米安全保障協議委員会」（2+2）で、「第3次日米防衛協力のための指針」、いわゆる「第3次日米ガイドライン」が承認されました。「第3次日米ガイドライン」では、集団的自衛権の行使を含む、世界中での武力行使をアメリカと約束しました。さらに「第3次日米ガイドライン」を実施するための法律として、安倍自公政権は2015年9月に「安保法制」を成立させました。今後、アメリカから共同武力行使を求められた際、日本は共同で戦うことになる可能性が法的には生じています。

（2）事前協議制について

1960年、日米安保条約の改定をめぐる、国会や日本社会では大きな反対が生じました。そのような反対が生じた原因の一つは、安保条約を改定することにより、日本がアメリカの戦争に巻き込まれるという危惧があったからです。岸政権もそうした危険性を危惧しており、そうした危険性を払拭するために設けられた制度が「事前協議制」です。1960年1月19日の「岸・ハーター交換公文」では、「配置における重要な変更」「装備における重要な変更」「日本から行なわれる戦闘作戦行動」は事前協議の対象とすることが定められました。この「事前協議」を通じて、アメリカの要求を断ることができる、アメリカの要求を断ることで、アメリカの戦争に巻き込まれないと岸政権は説明しました。しかしこの事前協議制は機能せず、「ベトナム戦争」「湾岸戦

争」「アフガン戦争」「イラク戦争」では、在日アメリカ軍は日本から直接出撃しました。また、「朝鮮有事の際の自由出撃」や「緊急時の沖縄への核持ち込み」という密約が存在していることもアメリカの公文書から明らかになっています。こうして「非核三原則」は空洞化しています。

3. 「日米地位協定」の内容

以上のように、日米安保条約に基づいてアメリカ軍は日本に駐留しています。そして日本に駐留する米軍や米軍人などへの対応を定めたのが「日米地位協定」となります。ここでは日米地位協定の内容を紹介します。

① 全土基地方式（2条）がとられ、日本全土がアメリカ軍の基地として提供されます。② 米軍は在日米軍基地を無料で使用できます（24条2項）。③ アメリカの艦船が日本に入港したり飛行場に着陸する際に課される入港料や着陸料、米軍車両が有料道路を走る際の道路使用料が免除されます（5条1項）。④ 税金の関係では、米軍等が輸入する物品の関税が免除され（16条2項）、米軍が日本国内で購入する租税、たとえば消費税も免除されます（12条3項）。さらに米軍人や家族などの所得税も免除されます（13条2項）。⑤ 米軍機は全国どこでも低空飛行訓練が可能であり（5条）、⑥ 航空管制の最優先権をアメリカ軍が保持しています（6条1項）。「横田ラブコン」や「岩国ラブコン」や地位協定6条1項に基づくものです。⑦ 国内環境基準を守らなくても良く（3条）⑧ 基地の返還の際にも原状回復義務が免除されます（4条）。⑨ 米兵などの犯罪（17条）の際、「公務中」であれば第1次裁判権はアメリカが持ち、「公務外」であっても起訴までは被疑者の身体は米側が確保します。なお、米兵の犯罪についてはできる限り起訴しないとの「裁判権放棄密約」があることもアメリカの公文書から明らかになっています。⑩ 「思いやり予算」（24条）と呼ばれる予算も支出されています。「最終年度（2020年度）のHNSの負担額は約1,899億円となる」（外務省HPから）であり、例えば以下のような支出が私たちの税金からなされています。

職種	最高年収
バーテンダー（76人）	549万円
クラブマネージャー（25人）	714万円
ケーキ飾りつけ職人（5人）	476万円
娯楽用ボートオペレーター（9人）	612万円
宴会用マネージャー（9人）	576万円
ゴルフ整備員（47人）	579万円

4. 外国との比較

2013年5月14日参予算委員会で安倍首相は「60年に安保を改定して、日本に対する防衛義務、これは5条ですが、防衛義務を課し、同時に地位協定をこの段階では言わば勝ち得たわけでございまして……」、「他国との地位協定との比較においても、日米地位協定が接受国側にとり特に不利なものとなっているとは考えておりません」と発言しています。また、「日本は敗戦国だから仕方がない」と言われることがあります。しかし「地位協定は外国と比較して特に不利でない」という発言、本当でしょうか？

例えばドイツの「ボン補足協定」は1959年に締結されました。その後、1971年、1981年、1993年に改正されています。93年の地位協定でも、ドイツの裁判権放棄（19条1項）という不平等は存在します。ただ、ドイツ連邦共和国基本法で死刑が廃止されていることから、駐留NATO軍に対してドイツ国内での死刑執行を認めないという規定が導入されました。また、訓練の際にはドイツ当局の同意が必要とされ、ドイツ環境法が適用が適用されます。さらには駐留基地へのドイツ当局の立入権が承認されるなど、ドイツ国内法が適用されることになっています。韓国では2011年に未成年者への米兵の強姦事件が続発、韓国市民の怒りが爆発しました。そして2012年の米韓合同委員会で「24時間以内起訴ルール」が削除されました。イラクでも、刑事免

責特権を求めるアメリカとそれを拒否するイラクの交渉が決裂、4万人のイラク駐留米兵は2011年度末までに完全撤退することになりました。以上、簡単に外国と日本の地位協定の比較をしましたが、日本の地位協定は不利な内容となっています。

5. 「主権」国家として

第3章では「日米地位協定」の内容を紹介しました。この内容を見ただけでも、とてものこと、「主権国家」と言える状況ではないと思われます。ここで「主権」という言葉を紹介させていただきますが、「主権」とは①最高性・独立性を示す「属性」(Eigenschaft)、②国家権力、③領土、領海、領空、④国のあり方を最終的に決める権力、という意味でつかわれてきました。フランスでは②の意味、日本の憲法の本では④の意味で「主権」が語られることが多いですが、G・イエリネックが主張するように、「主権」とは「対抗概念」(Polemischer Begriff)であり、もともと「主権」は①の意味で使われてきました。アメリカの地位協定との関係でいうと、日本には①の意味での「主権」がないと言わざるを得ません。たとえば「オスプレイの日本配備に何も言えない」というのが日本政府の立場です。しかし、オスプレイの配備は「装備における重要な変更」であり、事前協議の対象となるべきものです。たとえば辺野古の新基地には100機のオスプレイを配備するというのであれば、「配置における重要な変更」にも該当するのであり、当然、「事前協議」の対象とすべきであり、アメリカとその是非について交渉すべきです。かりに事前協議の対象でないとの立場を前提としても、「主権」国家であれば当然、オスプレイの配備を拒否できます。さらに1974年12月14日に国連総会で採択された「侵略の定義に関する決議」でも、「受入国との合意に基づき、その国の領土内に駐留する軍隊の当該外国において定められている条件に反する使用」は「侵略行為」とされます。在日米軍、とりわけ沖縄のアメリカ軍の状況は、「侵略の定義に関する決議」でも「侵略行為」とされるものです。「主権国家」というのであれば、当然にアメリカに対して交渉すべき事柄です。「ドイツでも、韓国でも、イラクでも、地位協定に関してアメリカの譲歩を引き出す最大の要因となったのは、受入国の「国民感情」です。「ここで譲歩しなければ、反米感情あるいは反米軍基地感情が高まってまずい」と判断したとき、アメリカ側は譲歩する」と指摘されています*2。旧安保条約の改定にアメリカが応じたのは、日本各地での沸き起こった、反米基地闘争の影響を米国が無視できなくなったためです。日本の対応次第では、「日米地位協定」や「日米安保条約」の改定などが可能です。そしてそのカギを握るのは、主権者である私たちの対応です。

(飯島 滋明)

*2 伊勢賢治・布施祐仁編『主権なき平和国家 地位協定の国際比較から見る日本の姿』(集英社、2017年)240頁。

憲法とダークツーリズムー和歌山県新宮市 調査を例としてー

はじめに

2017年度、名古屋学院大学平和学研究会にて、私自身主に二つの活動を行った。

一つ目は、私が取材を受けるなどで関わり、2016年2月にNHK - BSで放映された『アナザーストーリーズ 運命の分岐点 「誕生！日本国憲法～焼け跡に秘められた3つのドラマ～」』を題材にし、日本国憲法の制定過程や基本原理の原点を確認する研究会報告である。

二つ目は、大逆事件（1911年）により6人と最も多くの冤罪被害者を出した地域である和歌山県新宮市での2018年1月に行った当該事件に関する調査である（その後も現在に至るまで二度訪問）。今回は後者に力点を置き、報告していくことにする。

1. 憲法との関係

私自身の今までの研究は、人権侵害を受けた当事者（特に少数派やマイノリティ）の声を聞きとり、当時の資料や関連資料（公文書も含む）を収集し読み込み、彼らの権利救済に役立てる方法を検討することにあつた。そのようなことを行ってきた理由は、日本国憲法の規定に基づくと考えたからである。日本国憲法は、① 制定理由の一つとして、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」たことによるものであること（前文）、② 憲法が保障する人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果によるものであること（97条）、③ この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により保持しなければならないこと（12条）と規定している。

これらの規定は、「歴史とは現在と過去との対話」（E・H・カー）や「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる」（ヴァイツゼッカー・元ドイツ大統領）という言葉を想起させるが、日本国憲法が最も大事にする考え方である人権保障を確立し促進する社会を作り上げていく上で、① 過去・現在の権力の実態を検証することが必要であること、② その実態過程においていかなる人権侵害を生じさせたのか、できる限りその詳細を明らかにする必要があること、③ その事例を具体的に知ることによって、現在かつ将来の国民は人権侵害や戦争（最大の人権侵害）が生じないようにどのような不断の努力を行う必要があるのか、それを国民自身の判断に委ねていることを示しているのである。

2. どのような方法があるのか

それでは、国民の不断の努力とは何なのか。一般的に言われるのは、選挙や議会傍聴など憲法や関連法において示される手法を用いて、政府の暴走を繰り返させないというものである。しかし、この不断の努力は過去の人権侵害を歴史的に分析したり、国際的な人権基準の分析などをしっかり行っていないければ、その手法を用いたとしても、絵に描いた餅になる可能性がある。

そこで、その可能性をなくすために、その不断の努力へと繋がる媒介項になる新たな試みが必要になるのである。例えば、従来の裁判手法では人権侵害の詳細な実態が掴めないと批判されたことから、1990年代あたり

から頻繁に登場するようになった修復的司法という考え方や方法がある。この方法で最も有名なのは、南アフリカにおいて、アパルトヘイト政権下から1993年以降民主主義国家体制に移行する時期に登場した「真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission)」である。当該委員会は500万人の白人が2000万人以上の黒人を様々な面で差別的に支配するアパルトヘイト政権下で生じた人権侵害の実態を明らかにするために、被害者（あるいはその家族）と加害者を委員会にて対話させそれを記録化するという手法を用いた。記録化された膨大な資料は国民共有だけでなく、全世界の人々に共有できるようにホームページで公開されている。

オーストラリアは過去の政府が行なった先住民族の子どもたちの誘拐政策の実態を掴むために、1990年代、誘拐された“盗まれた世代 (stolen generation)”と呼ばれる当事者の声を聞きとり記録化するという手法によって、1997年、人権委員会が500頁以上にわたる『Bringing them home』というレポートをまとめた。これも人権委員会のホームページで公開されている。

二つばかりの国の取り組みを紹介させてもらったが（その他にも、ポーランドの「国民記憶院」などもある）、このように、多角的な視点を取り入れ政府が行なった人権侵害の実態を公的に記録化する試みが1990年代行われてきたのである。

それに対し、日本ではまだこのような試みが十分に行われているようには感じられない。憲法の理念を本来活かすのであれば、上記の国が行なっているような制度や組織を立法化すべきであると思われるが、ただ、この立法化するには時間がかかるという難点がある。しかし、例えば、戦争体験者の高齢化からその記憶を語れる者が年々数少なくなっているような現状があるため、立法化を待っている時間的余裕があるかという点と難しい所でもある。従って、人権侵害を受けた被害者たちの“記憶の承継”に関して、研究者や国民（住民）が行なうことができる方法も同時に模索していかなければならない。ここでは、“ダークツーリズム”という手法について考えてみたいと思う。

3. ダークツーリズムとは何か？

この点、この分野に関して日本で先駆的業績を持つ井出明によれば、“ダークツーリズム”とは1990年代からイギリスで提唱され始めた概念であり、当初は「これまで観光資源として認識されていなかった戦争や災害、そして様々な死の現場といった悲劇の場に人々が訪れる現象」を総称したものを指していたという（井出明『ダークツーリズム－悲しみの記憶を巡る旅』(幻冬社・2018)、26頁)。それが後に、「ヨーロッパでは、歴史的記録はポジティブな情報だけでなく、地域にとってはあまり好ましくないネガティブな情報も引き継がれ、一部は展示に供される」といったようにブラッシュアップがなされていったという（同書、26-27頁）。

正にこのブラッシュアップされた後者の部分は上述の憲法規定が示す「国民の不断の努力」の媒介項になる“記憶の承継”に合致する部分である。それでは、ダークツーリズムはどのような“記憶の承継”を具体的にイメージしているのだろうか。

この点、井出は、① 自然災害（地震、火山災害、台風）、② 科学文明のあり方（公害問題、原子力問題）、③ 戦争（市民と戦争、多面的な視点）、④ 人権問題と関係するもの（近代化と労働運動、ディアスポラ、法制度、性産業、社会差別）、⑤ 宗教（シャーマニズムと儀式、殉教）、⑥ 経済的繁栄と凋落（廃墟、公共事業、社会構造の転換）、⑦ 事件・事故現場と安全学（事故、事件）と、試案として七つのカテゴリーに分類している（井出明「日本におけるダークツーリズム研究の可能性」＜<http://jafecosaka.web.fc2.com/pdf/B5-1ide2.pdf>＞）。これらのカテゴリーは憲法を理解する上でどれも重要であると考えられるが、特に、人権保障や平和主義といった基本原理に関わるものとして、③や④のカテゴリーは重要であると考えられる。

4. 新宮市とダークツーリズム

以上の点をふまえて、和歌山県新宮市で行われているダークツーリズムの取り組みについて検討していきたいと思う（ただ、注意を要するのは、私が知る限りにおいて、新宮市で“ダークツーリズム”という言葉が使用されているわけではないという点である）。

この点、2019年1月に入手した新宮市のまちなか観光情報センターのチラシ「世界遺産のまち新宮ーガイドと歩くまち歩き」には、①新宮の世界遺産・熊野速玉大社と神倉神社、②大逆事件と新宮の文学散歩、③国の史跡「新宮城跡」新宮藩の隆盛、④「秦の徐福」の伝承地をたずねて、⑤国の天然記念物「浮島の森」散策～不思議なまちなかの沼地に浮かぶジャングル～と5つのコースが示されている。ちなみに、私が2018年1月の調査時に選択した②の大逆事件関連のコースは現在二番目に人気のコースのようである。

ガイドは一般的なコース（若干こちらの要望もふまえたコース）を案内してくれたが、巡り先は主に、(1)大逆事件顕彰碑、(2)大石誠之助宅跡、(3)熊野速玉大社、(4)佐藤春夫記念館、(5)墓地、(6)熊野新宮「大逆事件」資料室（2018年1月時点では整備中）、(7)浄泉寺、(8)図書館などであった（(7)と(8)は私自身の要望。ちなみに、途中から新聞記者も参加）。

以上の巡り先は一か所に集中しているのではなく、市内の様々な場所に広範囲にあることからこのようなコースを存立させているとも捉えることができるかもしれないが、ここではそのコースの重要な要素であり事件を総体的に把握することができる(2)の大逆事件顕彰碑について簡単に触れたいと思う。

この碑は、2001年9月、新宮市議会により「6人は冤罪であっただけでなく、平等・非戦を唱えた先覚者」として名誉回復を行い、「われわれはその志を継がなければならない」ことを宣言した流れを受け、2003年5月に西村記念館（現在改装中）に建立された（きのくに風景讃歌のホームページ参照＜www.kinokuni-sanka.jp＞）。その後の2004年には、JR新宮駅付近の春日町内公園に移設されている（私自身が見たのはこちら）。

ここには、「志を継ぐ」とか「自由 平等 博愛」という文面が示された碑も建っているが、その中央に位置する碑には、以下の文面（一部抜粋）が示されている（デザイン・揮毫は、西村八知。碑文・説明文起草は、辻本雄一）。

1911年、この熊野の地で、「天皇暗殺を企てた」とする「大逆事件」のために、死刑2名無期懲役4名、都合6名の人々が犠牲になった。

- ・大石誠之助（1867-1911）
- ・高木顕明（1864-1914）
- ・成石勘三郎（1880-1931）
- ・成石平四郎（1882-1911）
- ・峯尾節堂（1885-1919）
- ・崎久保誓一（1885-1955）

太平洋戦争後、この事件は自由思想弾圧のための国家的陰謀である真相が判明し、かれらはその犠牲者であった。

これらの人々は、必ずしも同じ思想を有していたわけではないが、熊野独特の進取の精神や反骨の気風のなかで、平和・博愛・自由・人権の問題においては、むしろ時代の先覚者であった。こうしたかれらの志は、いま、熊野に生きるわれわれにも当然受け継がれるべきもの、受け継がなければいけないものと確信する……。

井出のカテゴリー分類に従うならば、④や③が関わる内容がこれら文面から読み取れる。(2)の碑以外の場所もそれらの内容に関わるものであるが、他にも例えば、高木顕明が住職を務めた浄泉寺の入口には、反戦思想や平等思想に目覚めた彼が「大逆事件」の犠牲者となり、無期懲役で服役している最中に秋田監獄で縊死したこと、本山の真宗大谷派が彼を擯斥処分にしたこと（1996年4月処分取り消し）などが示されている。また、高木に関連するものとして、市内の南谷墓地には1997年9月25日、真宗大谷派（東本願寺）によって彼を顕彰する決意文が設置されている。

更に、新宮市立図書館内の郷土資料室には大逆事件関連の資料が数多く保管されているし、市民がそれ以外にもそれらの情報共有を行うことができる場所もいくつか存在する。このように、現在、町全体を通じて、そ

の歴史を承継できる土台ができてきているのである。

“負の歴史”を敬遠しがちな傾向にあると思われる日本において、ダークツーリズムの概念や日本国憲法の趣旨を反映していると思われる新宮での試みは大変興味深い。その理由は何なのであろうか。これは、2001年設立以来活動を行っている「大逆事件」の犠牲者を顕彰する会の地道な活動努力に尽きるかもしれない。

井出は、ダークツーリズムの実際の問題として、行政の腐敗、住民間の軋轢などの影の部分も扱うため、「行政や地元有力企業とコトを構えてしまうと、公はその記憶を消しにかかる」としている（前掲・井出明（2018）、220-221頁）。

この点、2018年1月には、議員提案によって大石誠之助が名誉市民になり、4月には、「大逆事件」の犠牲者を顕彰する会が『熊野・新宮「大逆事件」資料室』を開設しており、この場所は今後の市民啓発と各地からの来訪者への情報発信基地になっている（「わかやま平和賞を受賞 「大逆事件」の犠牲者を顕彰する会二河会長「次の世代に引き継ぐ」」2018年5月10日付紀南新聞記事参照（紀南新聞 ONLINE < www.kinan-newspaper.jp >より）。資料室に関しては、開設後は2019年1月に訪問）。

これらの公私の協働関係は歴史的に今後より詳細に分析していく必要があるが、井出の懸念部分を現在はクリアしているように見受けられる事例といえよう。

現時点での調査結果は以上の通りであるが、主権者育成など憲法教育面でもこれらの事例は大変参考になるため、引き続き新宮に調査に赴き、ダークツーリズム先進地としての取り組みを分析していきたいと思う。

（榎澤 幸広）

2017 年度第 3 回平和学研究会 2017 年 10 月 2 日（月） 大鹿村の社会とリニア新幹線計画

1. 大鹿村でのこれまでの調査

発表者は 2012 年以降、年に 1~2 回の割合で長野県下伊那郡大鹿村を訪問し、主に村への移住者の暮らしに関する調査を続けてきた。大鹿村は南アルプス西山麓に位置し、人口は約千人、高齢化と人口減が急速に進んでいる。ただし、人口の自然減は続いているものの、それまで多かった社会減は近年、社会増に転じており、「人口流出」には歯止めがかかっている。1970 年代以降、風光明媚な風景を慕い山村生活に未来をみる人々の移住が続き、「新住民」として村の人口の三分之一を占めるまでになっている。大まかにいえば、村は高齢の村民と移住者が多くを占めている。ただし移住者といってもさまざまであり、地域に溶け込んでいる人もいれば、不和に悩んでいる人もいる。これまで発表者は両者の交流のありように着目し、NPO 法人あんじゃねっと大鹿（宅幼老所まめ大福などを運営）の活動に両者の交流可能性を見出ししてきた（宮坂 2018）。引き続き、ラディカルな自給自足生活の実践者「ふりだし塾」を調査している。

2. リニア新幹線を巡る社会的葛藤

2017 年 1 月に大鹿村の村長選が実施され、現職の柳島貞康氏と新人の酒井和美氏が立候補し、柳島氏が当選、3 期目を務めることになった。前回は無投票で柳島氏が再選されており、8 年ぶりの投票となった。無投票で決まるのを避けたい、争点があることを示したい、と考える一部の村議会議員や村民が、村出身であり、飯田市でリニア新幹線に対する反対運動をしていた酒井氏を擁立した。

大鹿村はリニア新幹線の工事のなかでも最も難度が高いとされる南アルプスを貫通するトンネルの長野県側の出口にあたっており、すでに前年 11 月に工事が着工している。工事が始まれば一日に千台以上ものダンプトラックが村を通ることになるという JR 東海の説明に村民は一律に不安を感じ、住民説明会は JR 職員と不安や反対を訴える人々とのあいだで議論が紛糾することも多かった。しかし、慎重派・反対派の住民によれば、柳島氏や村議会には「これだけのスケールで決まってしまったものを村が止めることはできない」という暗黙の諦めが当初からあり、それゆえ建設を前提とし JR との交渉のなかでできるだけ村にとってよい条件を引き出すということが関心の中心となってしまっている。そのように容易に受け入れを認めてはいけないと考える村民らが、村長選で対抗馬を擁立したのである。結果は柳島氏 570 票、酒井氏 241 票と大差がついたが、準備不足かつ村民でない候補者であったことを鑑みれば健闘したともいえる。

多くの村民のリニアに対する感情はおよそ以下のとおりである。この工事は南アルプスを望む静かで風光明媚な村に突然降って湧いたものであり、多数のダンプが狭い村の道をひっきりなしに通行するという前述の問題のほか、残土処理地が決まっていないという問題、トンネル掘削による水枯れ可能性の問題、開通後の振動の問題、その他景観や環境に関する問題など、不安を掻き立てる要素は無数にある。他方で村は通過点に過ぎずリニア開通によるメリットがあるわけではなく、したがってリニアを諸手を挙げて歓迎する村人はほぼいない。しかし、だからかといって明確に反対を表明する人もまた多くない。この小さな村が反対してどうにかな

るものではない、決まってしまったものは仕方がないというあきらめが大勢を占めているからである。

そうしたなか、明確に反対を表明している人の多くは移住者やその子らであるが、彼らに対する視線は必ずしも暖かくない。そもそも都会の論理、多数派の論理に対するオルタナティブを大鹿村に求め移住してきた人々にとり、リニア工事とはそうした都会の論理が自分たちの安住の地に不躰に踏み込んできたものとして映ずる。なかでも村の最奥部、古くからの移住者がいく世帯も暮らす釜沢という地区の人々は、ルートが発表され、自分たちのすぐそばがトンネル出口にあたっていることを知り、激しく動揺した。村のシンボルである赤石岳を仰いで暮らしてきた人々にとり、その直下にトンネルを掘るなどというのは、山や村に対する冒涇以外のなにものでもない。しかし村の多くの人々にとり、だからといって声高に反対を唱えることは、JRとの関係だけでなく、他の村民との関係も悪化させることにつながり、必ずしも好ましいことではない。さらに、移住者といっても立場は一様ではなく、一部の移住者がそのような行動をとることで移住者全体が色眼鏡で見られてしまい、せっかく築いてきた関係が揺らいでしまうと恐れる人々もいる。

冒頭の村長選において、対抗馬として立候補した酒井氏は、その選挙戦をリニア建設に「反対する」のではなく「慎重な対応を求める」という立場で戦った。もはや工事は始まっており後戻りはできない。その現実を受け止めたうえで、だからといって好きなようにはさせないという意志を示すことが重要だと考えたためである。大局的にみれば、当選した柳島氏も「慎重な対応を求める」という点で酒井氏と同じ立場であるが、移住者を中心とした一部の村民は、柳島氏を無投票で当選させないことで、村が全面的にリニアを受け入れたとは判断させないという意志を示したのである。

鉄道や道路など開発を巡る社会的葛藤はおそらく多くの地域が経験することであろうが、大鹿村の事例に特異なのは、そこに移住者が深く関わり状況に影響を与えているという点である。今後10年近く続くことになる工事のあいだ、彼らがどのようにそれを捉え対応していくかについて今後も注視していくとともに、リニア新幹線をほぼ全面的に歓迎している名古屋圏にその声を届ける活動にも取り組みたい。

大鹿村リニア関連年表

2003年

12月1日 松川町と大鹿村、任意合併協議会設立。

2004年

1月11日 「合併問題を考える会」(浮島仁子代表) 合併に反対。

8月 「大鹿村を自立・発展させる会」設立

9月14日 松川町との合併の賛否を問う住民投票、58%が反対。

2008年

3月19日 JR東海、大鹿村大河原でリニアトンネル工事に向けたボーリング調査を開始。直線ルートの可能性が浮上。→その後、住民の反対で中止に。

2009年

1月18日 村長選、前村総務課長の柳島貞康氏が浮島仁子氏を破り、初当選。

2011年

6月13日 JR担当者が役場を訪問、環境配慮書について説明。

8月5日 長野県内の概略ルート・駅位置が発表。南ルートが採用される。

10月20日 JRによる環境アセスメントに関する説明会、130人が出席。

2013年

1月15日 村長選、無投票で現職の柳島貞康氏の再選が決まる。リニアについては「環境への影響を最小限にとどめるよう訴えていく」。

9月18日 JR東海、リニアの環境影響評価準備書を公表、中間駅の場所やルートが明らかに。

10月9日 村交流センターで環境影響評価準備書の説明会、163人が参加。1日最大1736台の車両が通るとの説明に不安の声。

2014年

1月9日 大鹿村を含む県内7市町村の首長らが県に意見書を提出。残土処理や自然景観の保護に関する項目。

3月2日 飯田市でシンポジウム「再考せよ！リニア新幹線」を開催、パネル討論に、長野市民オンブズマンの酒井和美氏、大鹿村から「大鹿の100年先を育む会」山根沙姫氏が出席。

3月17日 柳島村長が村議会で、環境への影響調査に村も独自で取り組むと発言。

3月20日 阿部守一県知事が環境影響評価準備書について「知事意見」をJRに提出。計画の一部変更と適切な事後調査を求めた。柳島村長「意見反映された」。

4月23日 JRが国交大臣に環境影響評価書を提出。県知事「トンネル非常口と大鹿村の橋のトンネル化は求めたようになっていない」。

5月14日 阿部知事は環境省に環境影響評価書に対する要望書を提出。大鹿村長も同行。小渋川橋梁のトンネル化にも言及。

7月18日 環境影響評価書に国土交通相が意見書を提出。小渋川橋梁のトンネル化には言及なし。

8月26日 JRは環境影響評価書の確定版を国交省に提出。

11月10日 リニア工事の事業説明会開催、290人が参加。ダンプの数は調整する、小渋川橋梁のトンネル化は不可能と説明。住民側は、水涸れ、ダンプによる排ガス・粉じん・騒音が悪影響と主張。

2015年

8月27日 「大鹿村にリニアは必要ない！有志の会」浮島仁子氏ら15人がトンネルや道路整備の禁止を求め、名古屋地裁に仮処分申立。

JRは村内に複数の残土仮置き場を設置し、ダンプの往来数を最大1350台に修正すると発表。

2016年

2月10日 JRは長野工区の施工業者を、鹿島、飛鳥建設、フジタと工事契約を締結と発表。

4月27日 JRによる住民説明会、130人が参加。質問者の大半が「同意できない」と反発。

5月21日 工事を認可した国に取り消しを求める住民らが東京地裁に提訴。釜沢自治会長谷口氏らが参加。

7月14日 宗像充氏、「リニアで南アルプスを壊さないで」登山者アピール実行委員会設立。

8月26日 釜沢地区でリニア工事説明会、JRと住民、地区外者の出席をめぐり対立。

8月31日 村への県道トンネル、2箇所が着工。県内初のリニア関連工事。

9月12日 住民によるリニア反対陳情、村議会特別委員会が小差で不採択を決定

10月3日 大鹿村議会がJR東海に8項目の意見書を提出。着工への「住民の理解」は村長と村議会の「同意の表明」を条件とすることを求めた。

10月11日 釜沢地区で工事説明会、「反対せず」。

10月13日 住民18人が工事の禁止を求め名古屋地裁に仮処分申立。

10月14日 全村民向け最終説明会、JRは着工への「住民の理解」条件を受け入れ、「大鹿リニアを止める実行委員会」（宗像充代表）はJRを批判。

10月21日 村議会、JRとの工事をめぐる14項目の確認書を4対3で可決。車両と通行ルートや安全対策など、村への影響低減を目的とする。

10月30日 阿部守一知事が村で村長らと意見交換、「大鹿リニアを止める実行委員会」は反対集会。

11月1日 南アルプストンネル長野工区、起工式。

11月11日 村長選、柳島村長が3選出馬を表明。

12月22日 村リニア連絡協議会が発足。

2017年

1月5日 村長選、酒井和美氏が立候補を表明。村出身で、リニア工事に慎重な立場。

1月15日 村長選、柳島氏が3選（柳島570、酒井241）。

2月8日 JR東海社長、リニア土砂埋立地の管理責任を表明。松川町などの要求により、方針転換。

- 2月16日 農水省、JRによるトンネル掘削地となる上蔵地区の保安林指定の解除申請を妥当と判断、告示。
- 3月18日 宗像充氏、保安林指定解除に異議を申し立てる意見書を県に提出。
- 4月10日 「リニアで南アルプスを壊さないで」登山者アピール実行委員会、リニア計画への反対署名が3912人分集まったと発表。
- 4月21日 県は、上蔵地区の保安林の指定解除に対し、異議を申し立てた住民の意見書を国に送付。
- 4月27日 大鹿村で県内初のトンネル掘削工事、開始。
- 4月28日 県内初のトンネル掘削が始まったことに対し、反対派住民がJR東海に抗議文書を提出。県知事、工事開始の連絡が前日だったとJRに苦言。
- 5月2日 「大鹿リニアを止める実行委員会」、保安林内の工事を許可した県の判断は不当として、県知事に審査請求書を送付。
- 5月7日 農水相、保安林指定解除をめぐる宗像氏らの意見書の「不採用」を通知。
- 5月27日 農水相、保安林指定を解除。6月下旬より工事可能に。
- 7月4日 小渋川作業用トンネル、掘削を開始。予定より5ヵ月遅れ。
- 8月5日 「リニア新幹線を考える登山者の会」、大鹿村で集会。宗像充氏、中川豊氏ら。

参考文献

宮坂清、2018年、「自然志向的な対抗文化運動の現在(1)―長野県大鹿村『NPO法人あんじゃネット大鹿』の実践」『名古屋学院大学論集 社会科学篇』第54巻第4号、pp.87-110。

(宮坂 清)

第II部

活動概要など

研究会概要

[発足]

2013年4月1日

[メンバー]

阿部太郎：経済学部、理論経済学

飯島滋明：経済学部、憲法学・平和学

榎澤幸広：現代社会学部、憲法学・マイノリティと法・離島と法

大宮有博：関西学院大学、キリスト教学

佐竹真明：国際文化学部、フィリピン研究・移民研究

高橋博子：名古屋大学大学院法学研究科、アメリカ史、グローバルヒバクシャ研究

鶴田綾：中京大学国際教養学部、国際政治史・アフリカ研究

西寺雅也：元経済学部、地方自治論

菅野光公：元外国語学部、環境経済学

佐伯奈津子：国際文化学部、東南アジア地域研究、平和研究

宮坂清：国際文化学部、文化人類学、宗教社会学

[ホームページ]

<http://ngupeace.jimdo.com/>

活動概要

(1) シンポジウムの開催

・ 2017年11月2日「世界の米軍基地と平和への権利 イタリアの地位協定から考える日本の地位協定」
(主催：名古屋学院大学平和学研究会、共催：日本国際法律家協会東海支部、戦争をさせない1000人委員会あいち、不戦へのネットワーク、於：イーブルなごや)

(2) 調査活動

- ・ 大逆事件の調査
- ・ 大鹿村の調査

(3) 活動報告書の発行

(4) 研究会の開催 5回

2019年2月28日発行

編・・・・・・・・名古屋学院大学平和学研究会

発行所・・・・・・・・名古屋学院大学総合研究所

〒456-8612

名古屋市熱田区熱田西町1番25号

名古屋学院大学 名古屋キャンパス白鳥学舎
